

【報告書裏面】
【共通項目】

【注1】 取引種別		【注2】 証券発行体の区分		【注3】 約定年月日		【注4】 報告者コード		【注5】 勘定区分 (信託勘定保有銀行)		【注6】 書類番号	
コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義
20	居住者の買入	01	外貨証券：非居住者発行	YYYYMMDD	西暦年月日 (8桁)	(5桁)	日本銀行が 通知する 5桁コード	00	銀行勘定	(4桁)	報告者記載 (0001~)
21	居住者の売却	02	外貨証券：居住者発行								
22	非居住者への償還金の支払	03	円払証券：非居住者発行								
23	非居住者からの償還金の受取	04	円払証券：居住者発行								
								<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者		

【明細項目】

【注7】 証券発行体の国籍又は非居住者投資家の国籍				【注8】 証券種類 (外貨証券) 又は 証券銘柄 (円払証券)		【注9】 証券種類コード (円払証券)		【注10】 長短区分		【注11】 外貨証券取引の經由取引区分・受託先区分		【注12】 売買金額		【注13】 決済年月			
証券発行体の区分との紐付		コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義		
外貨証券	非居住者発行	発行体の国籍	(3桁)	省令別表2に定める国コード	証券種類名称を記入	100	株式	<ブランク>	00	中長期 (1年超)	100	自己取引 (非居住者との直接取引)	米ドル換算 (千米ドル単位)	(3桁) <下表参照>	YYYYMM	西暦年月 (6桁)	
						110	株式配当				200	銀行等又は金融商品取引業者を經由する取引					
						120	新株予約権等				【銀行等又は金融商品取引業者の媒介、取次ぎ又は代理による非居住者との取引分】						
						210	国債				300	公的部門					
						220	政府機関債				310	銀行 (銀行勘定)					
						230	国際機関債				320	銀行 (信託勘定)					
						240	地方債				330	信託銀行 (銀行勘定)					
						290	その他債券 (事業債等)				340	信託銀行 (信託勘定)					
						310	譲渡性預金証書				350	金融商品取引業者 (投資信託委託会社及び資産運用会社を除く)					
						320	コマースヤル・ペーパー				360	生命保険会社					
円払証券	非居住者発行	発行体の国籍	(3桁)	省令別表2に定める国コード	証券銘柄名称を記入	100	株式	(4桁)	証券コード協議会が定める4桁コード	00	中長期 (1年超)	<ブランク>	百万円単位	YYYYMM	西暦年月 (6桁)		
						120	新株予約権等									01	短期 (1年以内)
						210	国債										
						240	地方債										
						250	特殊債										
						260	金融債										
						270	社債										
						280	円建外債										
						310	譲渡性預金証書										
						320	コマースヤル・ペーパー										
400	受益証券																
499	その他の証券																

【注12】

通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	バブアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	バヌアツ・バツ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	ベネズエラ・ボリバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	ECU	169
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	S DR	170
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	171
イタリア・リラ	108	オマーン・リアル	124	タヒチ・パシフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172
オランダ・ギルダー	109	カタル・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ベルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・ズロチ	174
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
スターリング・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	その他	999
アイルランド・ポンド	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ラント	161		
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162		
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163		
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モーリシャス・ルピー	164		

- 【注1】 取引種別 居住者の買入を「20」、売却を「21」として記入すること。また、償還金に係る取引については、円払証券の寄託を非居住者から受けている者が当該証券の元本の償還金を受領した (非居住者へ支払った) 場合は「22」として、外貨証券では、自己の保有する証券又は居住者から寄託を受けている証券の元本の償還金の受領があった場合を「23」として記入すること。
- 【注2】 証券発行体の区分 外貨証券においては、非居住者発行のものを「01」、居住者発行のものを「02」とし、円払証券では非居住者発行のものを「03」、居住者発行のものを「04」として記入すること。
- 【注3】 約定年月日 年表示は西暦 (4桁) で記入し、月表示は「01」から「12」として記入すること (報告年月日並びに明細項目の決済年月に同じ)。日付は2桁で記入すること。この際、本省令21条の規定により報告する者は、実際の営業日に該当する「01」から「31」を記入し、それ以外の者は、「99」とすること。
- 【注4】 報告者コード 日本銀行 (国際局) が通知する5桁コードを記入すること。
- 【注5】 勘定区分 信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「00」、同信託勘定を「10」として記入すること (信託勘定を保有しない報告者はブランク)。
- 【注6】 書類番号 報告者ごとに0001番からの連続番号を記入すること。
- 【注7】 証券発行体の国籍又は非居住者投資家の国籍 非居住者発行証券に係る取引は当該証券の発行体国籍を、居住者発行証券に係る取引は当該取引の相手方国籍をそれぞれ報告省令別表2に定めるコードにより記入すること。
- 外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の滞在する国等を記入すること。
- 【注8】 証券種類 (外貨証券) 又は証券銘柄 (円払証券) 外貨証券の場合は証券種類名称を、円払証券の場合は証券銘柄コードに対応する具体的な証券銘柄名称をそれぞれ記入すること。
- 円払証券は、証券種類コード名称の記入を要さないが、証券種類コードは記入すること。
- 【注9】 証券銘柄コード (円払証券) 円払証券の記入にあつては、証券コード協議会 (金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの) の定める銘柄コード (4桁) を記入すること。
- 非上場の証券であつてコード番号の付されていない証券は、コード番号を9999とする。
- 【注10】 長短区分 負債性証券等について原契約期間が1年を超えるものを中長期 (00)、1年以内のものを短期 (01) とすること。
- 【注11】 外貨証券取引の經由取引区分・受託先区分 外貨証券売買取引について非居住者との直接取引 (自己取引100) と、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を經由する取引 (以下「經由取引」という) を区分して記入すること。
- 經由取引にあつては、外国証券会社などの取引を本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者に取次ぎなどを依頼した場合は「200」として記入すること。
また、經由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に準じて記入するほか依頼者について上記表中の「公的部門 (300)」から「その他 (390)」の10業態を分けて記入すること。
なお、円払証券売買取引については、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を經由して非居住者となつた取引を除いて報告すること。また、前記の經由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に含めて報告すること。
- 【注12】 売買金額、原通貨コード 売買金額は外貨証券に係る報告については米ドルに換算のうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること (単位未満は四捨五入)。また、当該証券の券面通貨についてコード表に従い記入すること。
- 【注13】 決済年月 当該売買契約に係る決済年月を記入する (年月の記入は【注3】に準ずる)。
- 1つの契約について複数の決済日を有する場合は、決済日の属する月ごとに取りまとめて記入すること。

「証券の売買契約状況等報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

- (1) 非居住者との間で証券の取得又は譲渡を行った者で当該取引の属する月の状況について一括して報告する者（以下では、取得譲渡の一括報告者という）。
- (2) 他の居住者と非居住者との間の証券の取得又は譲渡を媒介、取り次ぎ又は代理（以下では、媒介等という）した銀行等及び金融商品取引業者で当該媒介等取引並びに自己取引を一括して報告する者（以下では、媒介等取引の一括報告者という）。
- (3) 特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下では、承認金融機関という）。
- (4) 銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社であって、外国為替業務に係る（イ）証券の売買取引（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）を行った者、又は（ロ）他の居住者と非居住者との間の証券の取得又は譲渡を媒介等した者で当該取引又は行為の月中合計額が 100 億円に相当する額を超える者（以下では、報告機関という）。
- (5) 銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社であって、上記（4）の報告機関に準ずる者として財務大臣の指定を受けた者（以下では、報告機関に準ずる者という）。
——（4）、（5）は、条件付売買取引、貸借取引を含んだ合計額。
- (6) 上記（3）～（5）に係る報告者のうち、指定期間中の毎営業日の非居住者との間の証券の売買の契約状況（他の居住者と非居住者との間の証券の売買を媒介等した場合を含む）について報告を要することを財務大臣から指定を受けた者（以下では、指定報告機関という）。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第 9 条第 2 項第 1 号（上記 1.（1）の取得譲渡の一括報告者）
- (2) 報告省令第 13 条第 2 項第 1 号（ 〃 （2）の媒介等取引の一括報告者）
—— 同号における報告には自己取引分を含むこと。
—— 同条第 3 項並びに第 4 項の規定を受ける銀行等又は金融商品取引業者を除く。
- (3) 報告省令第 14 条第 1 項第 8 号並びに同第 14 条の 2 第 1 項第 4 号及び第 14 条の 3 第 1 項第 6 号（ 〃 （3）の承認金融機関）
—— 報告省令第 21 条の規定を受ける者を除く。
- (4) 報告省令第 22 条第 1 項第 1 号（ 〃 （4）の報告機関）
—— 報告省令第 21 条の規定を受ける者を除く。
- (5) 報告省令第 22 条第 2 項第 1 号（ 〃 （5）の報告機関に準ずる者）
—— 報告省令第 21 条の規定を受ける者を除く。
- (6) 報告省令第 21 条（ 〃 （6）の指定報告機関）
—— 法第 55 条の 3 第 5 項の規定に基づく一括報告の場合は、報告省令第 5 条の規定の適用を受ける小規模の資本取引等は報告の対象外であるが、当該小規模の資本取引等を除外することが困難な場合は、当該小規模の資本取引等を含めて報告して差し支えない。

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62 番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 郵便事業株式会社日本橋支店私書箱 30 号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ）
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照すること。

4. 報告書に計上する期間

- (1) 上記 1. (1) ~ (5) に該当する者：毎月中 (1 日~月末日)
 (2) " (6) に該当する者 ：毎日

5. 報告書の提出期限

- (1) 上記 1. (1) ~ (2) に該当する者：翌月 20 日
 (2) 上記 1. (3) ~ (5) に該当する者：翌月 15 日
 (3) 上記 1. (6) に該当する者 ：当該約定日の翌々営業日
 —— 指定報告機関は、当該約定日の翌々営業日午前 10 時までに提出すること。
 (4) 上記 1. (3) ~ (6) に該当する者が行った報告省令 10 条第 1 項および第 3 項における取引：翌月 20 日
 —— 休日の場合は、その前営業日までに提出すること。
 なお、郵送の場合は期限までに必着のこと。

6. 提出部数

1 部

7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：外貨証券は千米ドル単位、円払証券は百万円単位(単位未満四捨五入)。
 (2) 米ドル以外の外国通貨を米ドルに換算する場合のレート：
 報告省令第 35 条第 2 号の規定により「財務大臣が定めるところに従い日本銀行において公示する相場」(いわゆる「報告省令レート」。毎月更新)。

8. 報告対象となる取引等の内容

- (1) 報告者区分による報告の相違

報告書には、非居住者との外貨証券若しくは円払証券に係る売買の状況(受渡しの状況)若しくは売買契約の状況を記入すること。報告の対象となる売買は、一般売買(買切り、売切り。対内直接投資の引揚げを含む)であり、条件付売買(現先取引)、貸借取引を除くこと。

直接投資に関連する証券売買のうち、①対外直接投資に係る売買(取得若しくは処分した株式又は出資証券が、完全子会社による所有分も含めて、当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の総額の 10%以上になる「対外直接投資」)、②対内直接投資(「対内直接投資等に関する命令」に定める本邦企業株式等の居住者による処分)は報告に含めないこと。また、③対内直接投資の引揚げは本報告書により報告すること。その場合、当該取引については一般売買の報告とは別葉としその右肩に「対内直接投資の引揚げ」と記入して報告すること。

また、報告者毎に次のとおり報告対象が異なるため、報告事項に誤りのないよう注意すること。

イ. 売買の状況を報告する者

- (イ) 取得譲渡の一括報告者：

報告対象月中に非居住者との間で受渡しを行った証券の取得又は譲渡について、当該取得又は譲渡を契約した月毎に取りまとめて記入すること。

—— (例) 4 月中に決済した証券売買について、3 月中に契約を結んだものと 4 月中に契約を結んだものが混在する場合、報告書は約定月を基準に 3 月分と 4 月分の 2 か月分を提出すること。

- (ロ) 媒介等取引の一括報告者：

報告対象月中に非居住者との間で受渡しを行った自己取引並びに媒介等取引に係る証券の取得又は譲渡を契約した月毎に取りまとめて記入すること。

—— 記入の方法は上記 (イ) の一括報告者と同様。自己取引と媒介等に係る取引は別葉としないこと(明細項目のコードにより区分する)。

ロ. 売買契約の状況を報告する者

- (イ) 承認金融機関(指定報告機関となる者を除く)：

報告対象月中の自己取引並びに媒介等取引に係る売買契約の状況を記入すること。

——対象となる自己取引と媒介等取引に係る当該月の売買契約の状況を記入すること（当該月中に決済されたものではない）。

(ロ) 報告機関（指定報告機関となる者を除く）：

自己の売買取引又は媒介等取引の月中合計額が 100 億円を超えた月の翌月中の売買契約の状況を記入すること。

——100 億円を超えた月の翌月中に決済されたものではない。

(ハ) 報告機関に準ずる者（指定報告機関となる者を除く）：

財務大臣から指定された期間中の自己取引並びに媒介等取引に係る売買契約の状況を記入すること。

(ニ) 指定報告機関：

財務大臣から指定された期間における日々の自己取引並びに媒介等取引に係る売買契約の状況を記入すること。

——報告省令 9 条第 2 項の規程に基づき、報告省令 10 条第 1 項若しくは第 3 項の規程により別紙様式第 13 による報告をしなければならないとされる資本取引を本様式により同時に報告する場合においても売買契約の状況を記入すること。

(2) 証券の定義

イ. 外貨証券とは、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもって表示される証券をいう。

——次のものは証券券面が円建であっても外貨証券となるので注意すること。

(イ) 本邦企業若しくは外国企業等が海外で発行したユーロ円債券。

(ロ) 非居住者が国内で発行した円建債券（いわゆるサムライ債）のうち償還が外貨となるもの（二重通貨債券）並びに利払いが外貨となるもの（逆二重通貨債券）。

ロ. 円払証券とは、本邦において、かつ本邦通貨をもって支払われる証券をいう。

(3) 「証券の発行又は引受けに係る証券の取得又は譲渡」及び「新株予約権の権利行使等に係る株式等の取得又は譲渡」取引に係る留意点。

以下、イ. 及びロ. ②に該当する場合は、本報告書によらず「証券の取得又は譲渡に関する報告書」（報告省令別紙様式第 13）を用いて報告すること。この場合、報告書の提出期限は、「証券を取得又は譲渡した日」又は「支払又は支払の受領を行った日」のいずれか遅い日から 20 日以内とする。

イ. 証券の発行又は引受けに係る証券の取得又は譲渡

① 引受契約を結ぶ場合

報告者が海外において証券を発行した場合の非居住者引受人への譲渡及び非居住者が本邦で発行した証券について引受人となった報告者の取得。

——「証券の取得又は譲渡に関する報告書」の取引の種類は、「11) その他 ()」とし括弧内に「証券発行」又は「発行時引受」と記入すること。

——非居住者が発行する外国投信等について、銀行等、金融商品取引業者が販売会社となった場合は、当該外国投信等の国内投資家への販売状況を「銀行等又は金融商品取引業者の媒介、取次ぎ又は代理による非居住者との取引分」として本報告書で報告すること。

② 引受契約を結ばない場合（私募形式で発行されるサムライ債の直接購入）

国内で円建外債（サムライ債）を発行する非居住者の発行体と直接購入契約を結んだ場合。

——「証券の取得又は譲渡に関する報告書」上に記入する取引の種類は、「11) その他 ()」とし括弧内に「非居住者発行体からの私募サムライ債の取得」と記入すること。

ロ. 新株予約権付社債の予約権の権利行使に係る株式等の取得又は譲渡

① 新株予約権等の権利を行使した場合

株式等の取得と権利行使時に払い込む社債券等の処分を次表に従って本報告書により報告すること。

② 報告者が新株予約権付社債を発行し、非居住者から新株予約権等の権利の行使を受けた場合

——「証券の取得又は譲渡に関する報告書」上に記入する取引の種類は、「11) その他 ()」とし括弧内に「海外 (又は国内) 発行 C B の権利行使を受けた自社株式 (又は譲渡する具体的な証券名) の譲渡」と記入すること。

	保有する新株予約権等の権利の行使をした場合			
	権利の行使等による証券の取得		権利の行使等による証券の処分	
新株予約権、 新株予約権証券	買入	新株予約権証券発行体の <u>株式</u>	売却	1.新株予約権等 2.払込みを債券で代用した場合の債券
	価格	権利行使価格又は払込額に新株予約権等の取得額 (時価又は簿価) を加算した価格	価格	1.新株予約権等の価格 (時価又は簿価) 2.代用払込した債券の価格 (時価又は簿価)
	約定日	払込日		
新株予約権付社債 (非分離型)	買入	新株予約権付社債発行体の <u>株式</u>	売却	1.新株予約権証券 2.社債
	価格	権利行使価格に新株予約権等の価格 (時価又は簿価) を加算した価格	価格	1.新株予約権等の価格 (時価又は簿価) 2.社債の価格 (時価又は簿価)
	約定日	払込日又は権利行使の請求日		
他社株転換社債	買入	株式、債券等	<u>償還</u>	他社株転換社債
	価格	他社株転換社債の額面	価格	他社株転換社債の額面
	約定日	他社株転換社債の償還日		

9. 記入の方法と留意点

(1) 全般

イ. 報告年月日：

西暦で記入すること。日付は日本銀行に提出する日 (郵送の場合は発送日) とすること。

ロ. 責任者記名押印又は署名：

(イ) 報告の提出について授権された責任者 (報告者の内部規定に基づき選定) が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の肩書きの有無は問わない。

(ロ) 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。

(ハ) 署名 (自署) した場合は押印不要。

ハ. 担当者の氏名：当該報告書の照会に対応できる者 (複数でも可) を記入すること。

ニ. 担当者の電話番号：出来るだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

ホ. 本報告書の法律上の根拠：

根拠規定として該当する条項に○を付すこと。両方の根拠規程に該当する場合又は報告省令第 13 条 3 項、4 項の規定に該当する場合には、両方の条項に○を付すこと。

(2) 共通項目

イ. 取引種類：報告者である居住者からの売買、償還について次のとおり記入すること。

居住者の買入：20

居住者の売却：21

円払証券に係る償還金の非居住者への支払：22

——報告者が非居住者から寄託されている日本国債や国内債並びに非居住者発行円建外債（いわゆるサムライ債）について償還金を受領した場合をいう。

——居住者が海外で発行した外債（ユーロ円債を含む）に係る償還金の支払いは除く。

外貨証券に係る償還金の受領：23

——報告者の保有若しくは報告者が他の居住者から寄託されている外貨証券（居住者発行ユーロ円債券等を含む）について償還金を非居住者から受領した場合をいう。

——本邦にある銀行等、金融商品取引業者に外貨証券を寄託している者は、当該外貨証券に係る償還金の受領を後述の「銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引(200)」として記入すること。

——非居住者が本邦で発行した外債等の償還金の受領は、報告者が支払代理人として受領した場合は除く。

ロ. 証券発行体の区分：

外貨証券、円払証券のそれぞれについて非居住者発行証券（外貨証券 01、円払証券 03）と居住者発行証券（外貨証券 02、円払証券 04）に区分して記入すること。

ハ. 約定年月日：

(イ) 指定報告機関以外の者は、約定日を「99」(8桁 YYYMM99) とすること。

——取得譲渡の一括報告者及び媒介等取引の一括報告者は、報告対象月中に受渡しを行った証券の取得又は譲渡について、当該受渡しに係る約定を非居住者と締結した月毎に記入すること。

——承認金融機関、報告機関、報告機関に準ずる者は、報告対象月中の約定を記入すること。

(ロ) 指定報告機関は、約定日を 8桁 (YYYYMMDD) で記入すること。

——外貨証券の償還金の受領、円払証券の償還金の支払は、償還金の受領又は支払があった日（償還日）を約定日とすること。

——報告省令 10 条第 1 項若しくは第 3 項の規程により別紙様式第 13 による報告をしなければならないとされる資本取引を本様式により同時に報告する場合には、当該取引の約定日を 8 桁 (YYYYMMDD) で記入すること。

ニ. 報告者コード：

日本銀行が通知する 5 桁のコード番号を記入すること。なお、信託業務を兼営する銀行は、銀行勘定分 (00) と信託勘定分 (10) を別葉で作成し、勘定区分を明記すること。

——信託勘定の報告は、個別勘定毎に区分しないで信託勘定の全てを合算のうえ一括して報告すること。

ホ. 書類番号：

共通項目（取引種類 4 種×証券発行体の区分 4 種×報告者コード×勘定区分 2 種=32 種）の組合せが異なる毎に別葉にして記入すること。その際、報告書番号は全葉を通じて 0001 番からの 4 桁の連続番号を付すこと。

——同一の共通項目の報告書が複数となる場合でも、報告者名称等や共通項目は全葉に記入すること。ただし、責任者の押印（署名を除く）は、第 1 葉にあればよい。

(3) 明細項目

イ. 証券発行体の国籍又は非居住者投資家の国籍（コード）

非居住者発行証券に係る取引は、非居住者である当該証券の発行体の国籍を、居住者発行証券に係る取引は、取引の相手方（非居住者）の所在する国をそれぞれ報告省令別表 2 により記入すること。

- 居住者発行ユーロ円債を米国国籍の証券会社ロンドン支店から買入れた場合は、英国として報告すること。
- 報告省令別表 2 には「ユーロ」は地域として指定されていないので、個別の国名に該当するコードを記入すること。
- 本邦の国籍を有する非居住者（海外の事務所に勤務する目的で海外に滞在する者など）との売買も、当該非居住者が所在する国を記入すること。
- ロ. 証券種類（外貨証券）又は証券銘柄（円払証券）名称、証券名称コード、証券銘柄コード：
証券は、外貨証券及び円払証券のそれぞれの区分により本報告書裏面に定める証券種類コード（3 桁）を記入すること。また、外貨証券は証券種類名称を、円払証券は証券銘柄名称並びに証券銘柄コード（4 桁）を該当欄に記入すること。
- 円払証券の銘柄コードは、証券コード協議会の定める 4 桁の銘柄コードを記入すること。当該証券に銘柄コードが無い場合は「9999」を記入すること。
- 円払証券の銘柄記入は、証券の内容が確認出来る程度の記入でよい。

（証券種類の定義）

コード	証券種類名称	証券種類				報告対象 ◎主たる報告、○報告のあるもの、×報告対象外
		外貨証券 非	外貨証券 居	円払証券 居	円払証券 非	
共通		【外<非>】非居住者発行の株式・債券等（ユーロ円建の証券を含み、本邦で発行した円建証券を除く）。 【外<居>】居住者が海外発行した債券等（ユーロ円建の証券を含む）。 【円<居>】居住者が国内発行した日本株式、国内債等で円建のもの。 【円<非>】非居住者が国内発行した円建証券（サムライ債等）。				
100	株式	◎	○	◎	○	【外・円】株式のほか株式預託証書、出資の持分、投資信託証券のうちクローズドエンド型のもの及びオープンエンド型の会社型のもの。
110	株式配当	○	×	×	×	【外】配当として取得した株式。取得価格は、当該株式の時価又は簿価で記入。
120	新株予約権等	◎	○	◎	○	【外・円】新株予約権（新株予約権証券、新株予約権証書）の売買の金額。
210	国債	◎	○	◎	×	【外<非>】外国政府の発行した国債。 【外<居>】日本政府が外貨建国債を発行した場合。 【円<居>】日本政府の発行する国債。
220	政府機関債	◎	○	×	×	【外<非>】米国の F N M A 債など政府系機関や財務公社が発行した債券。 【外<居>】日本の政府関係機関が発行した外貨建（ユーロ円建てを含む）債券を発行した場合。
230	国際機関債	◎	×	×	×	【外】ドル建世銀債など国際機関の発行した債券。
240	地方債	◎	○	◎	×	【外<非>】国に準ずる地方公共団体（米国の州政府などを含む）の発行した債券。 【外<居>】日本の地方公共団体が発行した外貨建債券。 【円<居>】日本の地方公共団体が発行した債券。
250	特殊債	×	×	◎	×	【円<居>】証券コード協議会が定める円払証券コードにおいて「特殊債」として定義されるもの。 —— 同コードに定義されていない日本の政府関係機関が発行した債券を含む。
260	金融債	×	×	◎	×	【円<居>】証券コード協議会が定める円払証券コードにおいて「金融債」として定義されるもの。
270	社債	×	×	◎	×	【円<居>】日本の事業法人が発行する債券。
280	円建外債	×	×	×	◎	【円<非>】証券コード協議会が定める円払証券コードにおいて外国債券として定義されかつ円建のものほか、同コードに未定義の非居住者が本邦で発行した円建債券。 —— 二重通貨債券、逆二重通貨債券を除く。 —— 同コードに定義されていない非居住者が本邦で発行した円建債券を含む。

コード	証券種類名称	外貨証券		円払証券		報告対象 ◎主たる報告、○報告のあるもの、×報告対象外
		非	居	居	非	
290	その他債券 (事業債等)	◎	◎	×	×	【外<非>】非居住者が発行した債券のうち国債、政府機関債、国際機関債、地方債、円建外債以外の債券。 【外<居>】日本の事業法人等が海外で発行した債券のうち国債、政府機関債、国際機関債、地方債以外の債券。
310	譲渡性預金証書	○	×	×	○	【外・円】譲渡性預金証書のうち指名債権でないもの。
320	コマーシャル・ペーパー	◎	○	◎	○	【外・円】企業の発行するコマーシャル・ペーパー。
399	その他の証券	◎	◎	×	×	【外<非>】非居住者が発行した株式、債券、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー以外の証券。 【外<居>】日本政府や企業等が海外発行した株式、債券、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー以外の証券。
400	受益証券	×	×	◎	○	【円<居>】証券コード協議会が定める円払証券コードにおいて「その他内国証券」として定義される契約型投信の受益証券。 —— 同コードに定義されていない契約型投信の受益証券を含む。 【円<非>】非居住者が本邦で発行した契約型投信の受益証券。
499	その他の証券	×	×	○	○	【円<居>】居住者が発行した株式、新株予約権等、債券、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー、受益証券以外の証券。 【円<非>】非居住者が発行した株式、新株予約権等、円建外債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー、受益証券以外の証券。

ハ、長短区分：

証券は原契約期間（発行から償還までの期間）が1年を超えるか否かを基準に中長期（00）と短期（01）に区分すること。ただし、国庫短期証券については原契約期間に関らず、短期（01）と区分すること。また、株式を玉とする報告はblankとすること。

ニ、外貨証券取引の経由取引区分・受託先区分：

(イ) 報告者が銀行等、金融商品取引業者以外の場合

報告者が非居住者との間で直接行った外貨証券に係る取引を「自己取引」(100)として記入すること。また、本邦に所在する銀行等、金融商品取引業者に非居住者との取引の媒介等を依頼した場合は「銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引」(200)として記入すること。

—— 本邦に所在する銀行等、金融商品取引業者（居住者）が直接の相手となる取引（店頭取引）は含めない。

(ロ) 銀行等、金融商品取引業者の場合

報告者が非居住者との間で直接行った取引を「自己取引」(100)として記入すること。

報告者が、本邦に所在する他の銀行等又は他の金融商品取引業者に非居住者との取引の媒介等を委託した場合は「銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引」(200)として記入すること。上記（イ）又は他の銀行等、他の金融商品取引業者からの委託を受け非居住者との間で媒介等を行った取引については、当該媒介等取引の委託を行った居住者を報告書裏面に定める投資家の業態に区分し該当するコード(300番台)を記入すること。

(ハ) 円払証券に関する媒介等取引の報告

A. 自己取引のみ報告する者：

本邦に所在する銀行等、金融商品取引業者に非居住者との取引の媒介等を依頼した取引を除いて報告し、報告者が非居住者との間で直接行った取引のみ記入すること。

—— 媒介等取引の依頼を受けた銀行等、金融商品取引業者が当該取引を報告すること。

- B. 他の居住者と非居住者との媒介等を行った者（銀行等、金融商品取引業者）
他の居住者と非居住者との取引の媒介等を行った本邦に所在する銀行等、金融商品取引業者は、報告者自身が契約当事者となる自己取引に媒介等取引分を合算して記入すること。

ホ. 売買金額

- (イ) 取得譲渡の一括報告者及び媒介等取引の一括報告者は、実際の取得価格（買入）又は譲渡価格（売却）を記入すること。
- (ロ) 承認金融機関、報告機関、報告機関に準ずる者並びに指定報告機関は、売買契約における契約価格を記入すること。ただし、契約価格には売買関係手数料を含めないこと。
- 報告省令別紙様式 26「銀行等の資産負債状況報告書」を提出する報告者にとっては、利付債券の経過利子の受払は契約価格に含めないこと。
- 償還金の受払については、実際の受取又は支払額を記入すること。

ヘ. 原通貨コード

- 証券の券面通貨について、報告書裏面に定める通貨コード（3桁）を記入すること。
- 証券券面の通貨と異なる通貨で償還金の受払がなされた場合は、実際の受払のあった通貨コードを記入すること。

ト. 決済年月

- 受渡し決済の年月（6桁）を記入すること。
- 取得譲渡の一括報告者及び媒介等取引の一括報告者は、共通項目における約定年月と一致すること。

(4) その他

イ. 指定報告機関以外の報告者

報告事項のない場合は、本報告書の提出を要さない（報告事項のない取引等の組合せについて「該当なし」の報告は不要）。

ロ. 指定報告機関

- 報告書は、報告事項のある取引等の組合せについて記入すること。全ての取引の組合せについて報告事項のない場合は、「該当なし」と記載して報告すること。
- 報告事項に誤り等があった場合は、速やかに訂正の報告を行うこと。